

定期健康診断実施要領

1 趣 旨

この要領は、京都府公立大学法人教職員安全衛生管理規程第12条に基づく定期健康診断についての必要な事項を定めるものである。

2 対象教職員

全教職員とする。ただし、当該年度中に人間ドックを受診する教職員を除くものとし、公立学校共済組合人間ドック又は地方職員共済組合人間ドックを受診する教職員は、定期健康診断の受診に代えることができるものとする。

労働安全衛生規則第13条第1項第2号に規定する特定業務従事教職員及び経過観察者等特に必要と認める教職員を除き、定期健康診断は年1回の受診とする。

3 検診日時及び場所

次の期間で、総務室長の指定する日時及び場所とする。

令和6年6月～令和7年3月

4 検診機関

- (1) 法人本部総務室長の指定する医療機関
- (2) 府立医科大学附属病院、附属北部医療センター（二次・三次検診）

5 検診項目

次のとおりとする。

- (1) 一次検診
 - ア 問診・内科診察
 - イ 身体計測（身長、体重、腹囲）
 - ウ 視力検査
 - エ 聴力検査
 - オ 胸部X線撮影
 - カ 血圧測定
 - キ 尿検査（糖、蛋白及びウロビリノーゲン）
 - ク 血液一般検査（赤血球数、血色素量、白血球数、ヘマトクリット、血小板数）
 - ケ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP、ALP、LDH、総蛋白、総ビリルビン）
 - コ 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
 - サ 血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）
 - シ 腎機能検査（尿素窒素、クレアチニン）
 - ス 痛風（尿酸）
 - セ 心電図検査
- (2) 精密検査（医師が必要と認める場合）

医師が必要と認める検査

6 受診の方法

(1) 一次検診

受診者は、「健康診断受診票」により受診するものとする。

(2) 精密検査

受診者は、「共済組合員証」により受診するものとする。

7 結果の通知

(1) 一次検診

各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）は、検診機関から検診結果の報告を受けたときは、京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を得た後、「受診結果一覧表」及び「個人結果通知書」により速やかに所属長に通知するものとする。

また、検診機関から所属長を通じ受診者に結果を通知するものとする。

(2) 精密検査

受診者は、検診機関から「精密検診受診結果」を得て、総務課長等に提出する。総務課長等は受診結果について京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を受けた後速やかに所属長に通知するものとする。

8 保健指導

産業医は検診の結果、特に必要があると認められる教職員に対しては、保健指導を行うものとする。

9 受診の際のサービスの取扱い

京都府公立大学法人教職員サービス規程第10条の規定により専免とする。